

第1259回 高知市教育委員会12月定例会 議事録

1 開催日 令和3年12月20日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第52号 高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

日程第3 市教委第53号 令和4年1月1日付けの人事異動について

報告 ○高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分の報告

○第487回高知市議会定例会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和4年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果について

○令和3年12月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

○いじめの重大事態にかかる追加調査の報告について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	学校教育課副参事	竹 内 清 貴
	学校教育課教育企画監	平 井 千加子
	学校環境整備課長	高 橋 直 人
	青少年・事務管理課長	三 吉 正 純
	人権・こども支援課長	西 田 尚 弘
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	教育政策課長補佐	島 崎 由紀子
	学校教育課学校教育班長	田 邊 裕 貴
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	学校教育課指導主事	松 尾 涼 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和3年12月20日（月） 午後4時～午後5時（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後4時

**山本教育長**

ただいまから第1259回高知市教育委員会12月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、よろしくお願いいたします。

**西森委員**

はい。

**山本教育長**

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第52号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

**学校教育課長**

市教委第52号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」をご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。改正趣旨としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下「地教行法」と呼ばさせていただきますが、地教行法の一部改正に伴いまして、本則第1条を改めるとともに、文部科学省令第23号に基づき、複数校で一つの学校運営協議会、以下「協議会」と述べさせていただきます、協議会を設置することができる規定を加えるものです。また、文部科学省発行の「学校運営協議会の設置の手引き」を基に、高知市立学校における各校の規模や地域の状況も踏まえ、本規則の一部改正を行うものです。

新旧対照表の4ページ、5ページをご覧ください。まず、第1条から第3条について、順にご説明申し上げます。

第1条の下線部です。「第47条の6」から「第47条の5」に改めます。これは先ほど申しました地教行法の改正により、協議会の法律上の規定について、条番号が整理されたことによるものです。

第2条は下線部のように文言を改めます。地教行法の改正により、協議会の新たな協議事項として、学校運営への必要な支援が加えられました。第2条の文言は、文部科学省が「学校運営協議会の設置の手引き」の中で示しております「学校運営協議会の規則の例」に倣っているものです。

第3条は下線部のように文言を改め、ただし書を加えるものです。地教行法の改正において、協議会の設置が教育委員会の努力義務化されたことにより、「協議会を設置するものとする」としていたところを「設置するよう努めなければならない」と文末を改めるものです。また、設置の準備を始めている学校から「中学校区における複数の学校で一つの協議会を設置したい」という申し出もあることを踏まえまして、ただし書として、文部科学省令第23号に基づき、複数の学校に一つの学校運営協議会を設置することができる旨を加えるものです。

次に、見出しについてです。第1条から第3条の見出しを整えます。現行では第1条を「趣旨」、第2条と第3条を「設置」としておりました。文部科学省が示した規則の例に倣い、1条ごとに見

出しを付けることとし、第1条を「目的」、第2条を「趣旨」、第3条は見出しを新設し、「設置」と付けるものです。

次に、第4条の「委員の構成」についてです。協議会の委員はこれまでどおり15名以内とします。先の第3条においてただし書に加えたとおり、複数の学校で一つの協議会を設置することができるものとするところから、この場合において「2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、20名以内」と括弧書きを加えるものです。また、協議会の委員は「次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する」ものであり、第1号から第7号まで列記しております。このうち、第5号「設置校の教職員」を削ることとします。第8条の第4項に「協議会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる」とありますことから、学校運営に関する協議内容に応じて、説明する者が教職員として出席することが想定されます。そのため、第5号にあります「設置校の教職員」を委員の構成から除くこととし、改めるものです。

続いて、第6条の見出しです。「委員の服務」から「守秘義務等」に改めるものです。協議会の委員は、協議会において学校運営の課題解決に向けて協議がなされることから、児童生徒や教職員等に関する個人的な情報を知り得る可能性があります。第1号から第4号まで列記する事項のうち、「守秘義務等」を主たる規定内容として見出しを改めるものです。

最後に、第8条についてです。第8条第5項は、地教行法の改正において、学校の指定校制度を取らないこととなっておりますため、「指定学校」から「設置校」に改めるものです。同じく第8条第7項です。会議録の作成や保管については、会長個人によらず、協議会として協議の充実を図ることを目指し、次回の会または次年度へいかすよう、作成や保管をすることとしたいと考えております。

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

#### **山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### **西森委員**

委員の任期については何か規定がありますか。

#### **学校教育課松尾指導主事**

委員の任期はあります。第5条の「委員の任期等」、こちらでは略しているものですが、「委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする」と規定しております。

#### **西森委員**

続けての質問になりますが、再任も可能ですか。

#### **学校教育課松尾指導主事**

「再任されることができる」と第2項にあります。

#### **西森委員**

分かりました。運用はどのようにお考えですか。運用は学校ごとなどだけで、属人的なものとしていろんなケースが出てくると思います。特に地域住民という方で、本当にずっといてほしい、この人がいないと回らなくなるというケースで、もしかすると10年、15年ということもあり得るのではないかと思う反面、長くなればなるだけ、お辞めいただくのに誰が声をかけに行くのかというと、誰も声をかけられないので、議論がずれているけど代わってもらえないという事態も恐らく想定されると思っています。あるかどうか分かりませんが、ありがちではないかと思っていて、そういう意味では、例えばよくありがちな、高知市だと2年の任期であれば大体3期などいろいろ運用で決められていたりします。そういうことをある程度枠にしておいた方が、もちろん例外はいろいろあるとして、ちょっとそこら辺の運用について何かお考えはありますか。

## 山本教育長

多分高知市のコミュニティ自体が、人が固定をしておいて、おっしゃっていただいたように、何年間もその方が中心になってやっている方もいますので、そうやってしまうと、この会自体がその人を抜くと成立しないようなことになっていきますので、確かにリスクはありますけど、多分そこは仕方ないと思います。

## 西森委員

分かりました。本当にずれている感がいろいろありまして、極端な話、男女に関する男女共同参画やダイバーシティなど、そこら辺の感覚からずれてしまっている方が、「やっぱり女の子はきちんと料理をできるようにしなければいけない」という人がずっといたりすると、どこまで行っても議論はバージョンアップできないと思うので、長くなればなるだけ絶対声をかけづらくなります。ちょっとまたそのうち追々ご検討いただければと思います。

## 山本教育長

ありがとうございます。地域の中で町内会、青少協などいろんな団体がありまして、同じ方が会長をされていたりとなっていますので、それをまとめた形で、今、地域内連携協議会というものを作ろうとしています。これは言うならば、新しい後継者を探そうということになりますので、地域コミュニティの方でそういうことをしていきながら、順次代わっていくように。多分そういう地域の重鎮を外すと動かなくなりますので、そこも含めてまた検討していきます。

## 西森委員

すみません。ありがとうございます。

## 谷委員

初歩的な質問で、従来から高知市にあった「開かれた学校づくり」との関連はどうなっていますか。

## 学校教育課長

この学校運営協議会は、これまでありました「開かれた学校づくり」をより発展させて学校運営協議会という名の下で更にスタートさせていきたいと考えておりますので、全く別物というものではありません。

## 谷委員

「開かれた学校づくり」という名前はなくなって、この名前の会になるということですね。分かりました。

それと、議事録の作成などは事務局がやりますが、その事務局は、従来こういう会をやったときには、割合設置校の教職員を入れておいて、教職員が作成していましたが、事務局はどう置くなどというのはこの略の中にあるのでしょうか。略の中身がよく分からないので、その中にこちらの分からないことが入っているかもしれませんけど。「協議会は、会議録を作成し、保管しなければならない」、では誰が作成するのかという、そのところなどは事務局が作成すると思います。事務局をここに置くわけです。その事務局の規定などはどうなっていますか。

## 学校教育課長

今回は協議会で作成という、今までであれば、この規則で言いますと、「会長が」ということで、会長に任せていたわけですが、基本事務局とつなげなくても、学校の教頭、管理職の方が呼びかけ等をさせていただいておりますので、そのところについて誰がということではなく、協議会としてまたその中で役割を決めていかなければいけないと考えております。

## 谷委員

会そのものが機能していくためには、はっきり事務局を置くなど、そういうことが、基本こういう会の場合は地域のコーディネーターのような人が必ず入って、その人がそのまとめを打ち込んで

というようにする場合もありますし、なかなか学校の中でそういう人がいない場合は教職員がやるとなるので、学校現場で混乱がないようにしていかなければいけないところが少し気になります。

#### 学校教育課長

ありがとうございます。現在もスタートしている学校が4校ありまして、その4校の例も参考にしながら、また来年度は16校、12協議会を設置して取組を進めていきます。現在はその準備段階ということもありますので、今いただいたご意見等も参考にしながら、各校、また各協議会の方との調整は教育委員会としてさせていただきたいと考えています。

#### 山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

#### 森田委員

確認です。5ページの第4条の(5)「設置校の教職員」のところが削られたということは、別に優先順位やプライオリティが下がったとかそういうことではなくて、その「適当であると認める者」に含まれているという確認です。

#### 学校教育課長

先ほどお話いただいたように、決して除くなどそういうことではなく、常に学校は地域の方のお力も借りながら進めていくので、教職員が当然入ることだろうということで、第8条の4項に含めるということの捉えです。

#### 森田委員

ありがとうございます。

#### 山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

#### 谷委員

少し心に留めておいてほしいのは、「設置校の教職員」を除くということは、教職員と地域の間をつなぐ教職員がなかなか出てきにくくなって、逆に離れてしまうような、地域教育が発展しにくい場合があります。ですので、その辺りは留めておいていただいて、それぞれの今やっている学校の状況を見ながら、先生方がなぜ地域とつながらなければいけないか、地域の状況を先生方が関心を持ち、お互いに歩み寄っていかないと地域ぐるみの教育は進みませんので、そのところはすごく大事だと思いますので、よろしくお願いします。

#### 学校教育課長

貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

#### 山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は い】—————

#### 山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第52号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

—————【異議なし】—————

#### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第52号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第53号「令和4年1月1日付けの人事異動について」は人事案件のため秘密会となりますので、先に報告事項に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

続いて、報告事項です。

「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分の報告」について、事務局からの説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分」についてご報告いたします。

本件は、高知市立学校において発生いたしましたいじめの重大事態の調査に際し、調査主体を教育委員会として調査を行うために、高知市いじめ防止等対策委員会委員として、新たに1名の委員を委嘱するものです。委嘱に際しましては、本年10月末に高知弁護士会からのご推薦をいただきましたが、ご推薦いただきました弁護士の方との接触に時間を要したことから、11月定例教育委員会でのご報告が叶わず、教育長の専決処分として、今回ご報告させていただくこととしたものです。

委嘱いたしますのは、資料の名簿の9番にありますとおり、高知弁護士会からご推薦いただきました小野歩弁護士です。小野弁護士は、現在、法テラス須崎法律事務所でご勤務されております。

本件調査に当たりましては、令和3年12月6日に、第一回調査委員会を開催し、今後、当該児童の保護者からの聞き取りを行うなどの調査方針を確認したところです。

ご説明は以上です。

山本教育長

新たな会の設置に当たって、弁護士会の方に推薦をお願いし、推薦をいただいた方です。

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

山本教育長

次に、「第487回高知市議会定例会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

お手元にお配りしています「令和3年12月市議会定例会提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料をご覧ください。

教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたしました議案は、補正予算議案3件です。

まず、(1)「奨学資金」の減額補正1,280万円の内容といたしましては、高知市大学等奨学資金の貸付に係る、新規申請者の実績数が、当初の見込みを下回ったこと、また、昨年度からの貸付継続者につきましては、貸付けを必要としなくなったことによる辞退者が出たことなどに伴い、不用が見込まれますことから、減額補正を行うものです。

次に、(2)小学校の「施設整備事業費」の減額補正4,543,000円の内容といたしましては、道路整備課が実施しております鴨部北城山線第2工区街路事業に伴い必要となりました、朝倉小学校の北門等の撤去及び新設に係る改修工事の設計委託費用につきまして、当初、街路事業の交付金対象としない可能性があるとの理由から、別途に予算を計上しておりましたが、道路整備課との再協議の結果、街路事業の交付金対象として実施することが明らかとなりましたことから、不用となった予算の減額を行うものです。

最後に、(3)中学校の「施設整備事業費」の減額補正9,909,000円の内容といたしましては、城北中学校部室棟屋上の防水改修工事につきまして、設計に当たり公共建築課と詳細な調査を行う過程

で、外壁等にも補修が必要な箇所が多数確認され、改修工事ではなく改築工事が必要となりましたことから、不用となった予算の減額を行うものです。なお、改築工事に必要となります予算につきましては、令和4年度当初予算として計上する予定です。

説明は、以上です。

#### 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### 西森委員

2点お伺いいたします。まず、奨学資金の関係ですが、見込みが相当下回っているという状況にあります。昔聞いた俗説だと「行政の予算は使わないと予算自体を減らされてしまう」という話を聞いたことがあります。たちまちこれで40人の枠だったけど来年から減らすなど、そういうことがあり得るのかとか、あるいは数年こういうことが続いたら減らされるということがあり得るのかなど、その辺りの見通しをお聞きしたいと思います。

それから城北中ですが、防水改修工事を実施しようと思うと結構外壁などもという話ですが、今のところ雨漏りなどそういう具体的な被害が発生している状況なのかどうか、その辺りをお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

#### 青少年・事務管理課長

奨学資金の質問ですが、当初予算額で計上している新規貸付者数の人数につきましては、過去の実績も参考にしながら、一定新規の貸付者数、予定している大体の数字が、実績としては大体例年これぐらいの人数にはなりますけど、それをギリギリにしますと、当然補正予算を組むなど必要となってまいりますので、ある程度余裕を持って予算取りをしていただくようにする。実績が下がっていけば、当然それに伴って予算も下がっていく可能性はありますが、現状で大体例年とそれほど変わらないぐらいここ数年は続いておりますので、来年度も同じぐらい確保できるのではないかと考えています。

#### 学校環境整備課長

城北中学校の部室棟ですが、雨漏りはしていますので、その部室棟は令和4年度に解体をしまして、プレハブ棟の部室を作るということで、解体費用等で約2,200万円の予算要求をしております。

#### 西森委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 森田委員

(2)の予算議案の朝倉小学校のところで、もし道路整備課さんとお話ができればというか、個人的にここを知っているものです。ここは7時から9時は一方通行になっていて、ガードレールなどちょっとあったでしょうか、車が結構すごいスピードで来ていたりして、子供たちが通学する道が広くなればいいですけど、今狭い道で結構危なかったりするため、そこをよろしくお願ひしたいと思います。以前、バスと衝突やトラックと衝突など、いろいろ危ないこともあるのでよろしくお願ひいたします。

#### 山本教育長

大学から東側が広がっています。あの幅であれば歩道があると思いますけど、あれがずっと県道の方までという形になりますので、もしかすると飛ばす車は抜け道に使う方がおいでとは思いますが、歩道などはしっかり整備されるものになると思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は ー い】—————

## 山本教育長

次に、「令和4年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果について」、事務局からの説明をお願いします。

## 教育政策課長

「令和4年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果について」という資料をご覧ください。

今回、事業者を選定する調理場は下の方に書いております、江陽小学校、城東中学校の親子給食、大津小中の親子給食、秦小学校、春野東小学校の合計4施設です。

選定委員会は、1に記載のとおり2回開催しております、2回目の委員会でプレゼンテーションとヒアリング審査を行い、優先交渉権者を決定いたしました。

選定委員は12名で、上から6人が専門的な知識を有する方と保護者の代表の方で、下7人目以降が今回対象となっている学校の校長です。2回目の選定委員会は欠席者もなく、全員で審査を行っております。

審査結果は3の表のとおりで、4施設それぞれ優先交渉権者は、江陽小学校、城東中学校が株式会社高南メディカル、大津小中、秦小学校、春野東小学校が株式会社メフォスとなり、いずれも現在受託している事業者となっております。応募の状況は秦小学校のみ2者の競合でしたが、その他3施設については1者のみの応募、委託期間は4施設とも令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

次に選定方法ですが、2面をご覧ください。一人当たりの持ち点が250点で、そこに書かれております1から10までの選定基準に基づき、書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、各委員の点数の合計により選定し、先ほど申し上げました業者を選定しております。

それぞれの事業者の選定理由ですが、株式会社高南メディカルにつきましては、「学校の要望への迅速な対応や、子どもたちに寄り沿った対応を心がけていることなど、これまでの実績に基づく信頼があり、協力関係に期待が持てる。危機管理においても、これまで経験したインシデントを分析し、再発防止に向けた取組を積極的に行うなど、改善姿勢が感じられる」。(2)の株式会社メフォスにつきましては、「危機管理・衛生管理について、企業としてHACCPに基づく統一的で具体的な予防策が提示されているだけでなく、それぞれの調理場においても食品衛生やアレルギー対応に配慮した工程表・動線図が作成されており、安全安心な給食が期待できる。また、多様な給食提供の提案があり、教職員や保護者のニーズに対しても柔軟な対応ができ、学校教育への貢献が期待できる」。以上が、それぞれの主な選定理由となっております。

説明は以上です。

## 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

全てが同じ業者という、再度選ばれた形になっております。実は競争性がほとんど発揮されず、今回4校でしたけれども、1校だけが競争されてということになっていきますので、ちょっと高止まりということを心配するところがあります。こういう学校給食は毎年1校ずつ増やしてきて、委託期間がバラバラになっているところがありますので、そこを整理しながら、今まで一つずつ出していたものを二つ一緒にするなど発注方法を変えることで、新規業者の参入などを促すことができるといところで見直しを検討しています。来年からということにはならないと思いますけれども、数年先には競争をしていただくようなことも考えたいと思っています。これは全国的な傾向で、先進のところも大体一回取ると、競争の激しい首都圏であってもほかの業者が入ってこないというようなところがあります。そこをどうできるのかということ、ただそれをやったときに業者側が手を挙げてこない可能性も0ではありません。業者の方の話も聞きながら、競争ができるような形を考えていかなければならないと思っています。



### 森田委員

もしお分かりになるのであれば教えてください。B社は採択になっていないですよね。B社は点数が低かったのもありますけど、どこが欠けていたのか、全体的なのでしょうか、ここが良かったけどどこが欠けていたということがあるのか、より良い競争のために、どこが課題なのかと思わせて。

### 教育政策課長

1から10までの評価項目で、見積額のところが少しだけ点数がいいですけど、金額以外のところは全体的にメフォスの方が上回っていました。

### 森田委員

全て上回っていたということですか。分かりました。ありがとうございます。

### 山本教育長

全国で給食調理業務はこういうプロポーザルで選ばれていまして、メフォスは三井物産の子会社であり、東京都の保健所長などを顧問に迎えていまして、衛生管理体制などは全国規模でやっています。多分、衛生管理のところなどは、全国同じものを説明しているのではないかとということで、説明を聞いてもきちんとした説明、しっかりポイントを押さえた説明をしてくるので、実際の実力の差というよりも、プレゼンテーションの差というところがあるのではないかと思います。ただやはり受託件数が多いだけあって、リスク管理含めてしっかりしている業者ですので、そこに対抗していくのはなかなか厳しいところがあると思います。

### 西森委員

見積額のところと雇用に関することですが、見積額が10点となっています。これは採点の具体的なことはどうなりますか。結局、相対評価になるのではないかという気がしています。

### 教育政策課長

例えば高くても衛生用品や人件費に多くつぎ込まれているなど、そういうところを委員が判断して、今回は採点をしております。

### 西森委員

そういう形になっているわけですね。では、一応そういう割り振りというか、内訳についても提示された上でということですね。

### 山本教育長

民間委託を始めるに当たって、給食の安全性が非常に争点になりまして、何故か皆さんは直営に安心をされていて、民間の方は手を抜くのではないかというようなどころがありました。そうならないように、しっかり安全性のところは評価をしますという形で始まりましたので、価格というよりもそれ以前の衛生管理であるなど、そちらの方の点数を重点的に配分している形になっています。

### 西森委員

分かりました。

次に雇用の点ですが、これは実状的に、結局働いている人は地元の人だろうと思っているので、そういう意味では最終的にどこに収益が上がってどこに納税しているかというレベルの話かという、これは本社が東京にあれば納税する場所は東京にいつてしまうのでしょうか。

### 山本教育長

納税の場所は、企業としての利益についてはそうなると思います。

### 西森委員

ですので、地元業者であれば最終的に市、高知にリターンされても、結局東京に吸い上げられてしまうのかという感じもしますが、それは置いておいて、何にしても雇用者のレベル、従業員のレベルで言うと、地域にお金が落ちている。そこで例えば単価が高い代わりに人の数が少ないという話になると、これはこれで一つの在り方としてはいいと思いますが、利益を受けている地域住民

は少ないということになると思いますが、そこら辺の人数などというのは、この名前が出ている2者さんで違いはありそうですか。

**教育政策課長**

人数に違いはありますし、単価も何十円かですが差はあります。

**西森委員**

そういう雇用の労賃の出し方でやられているのですね。分かりました。ありがとうございます。

**山本教育長**

賃金については、高知市の方で最低賃金以上の公契約の単価が決まっていますので、それがしっかり守られているということが条件になっています。それについては業者から報告書を求めて確認するという形になっていますので、最賃以上のところは確保されていて、その中で若干の上下という形になっています。

**西森委員**

分かりました。

ついでに参考までに、今どれぐらいですか。最賃は今、820円でしたか。結構最賃に近いところですか。1,000円超えていますか。

**山本教育長**

多分条例は、最賃プラス20円ぐらいではなかったかと思います。

**教育政策課長**

1,000円は超えていないです。

**西森委員**

分かりました。

**山本教育長**

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【は ー い】—————

**山本教育長**

次に、「令和3年12月市議会個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

**教育政策課長補佐**

A 4両面の資料で「令和3年12月市議会 個人質問概要（教育委員会関係）」と書かれた資料をご覧ください。

12月9日から14日までの期間で行われました12月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる個人質問の概要についてご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員17人中9人の議員から全部で32問の質問がありました。多かった質問といたしましては、「不登校対策」や「ヘルメット着用促進」に関する質問がそれぞれ4問、また、「ジェンダーレス制服」や「消費者教育」に関するもの、「生理の貧困」や「いじめ問題」に関する質問がそれぞれ3問ございました。その他の質問の詳細につきましては、資料の方をご覧くださいただければと思います。

報告は、以上でございます。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

**谷委員**

ヘルメットですが、これは高知市の場合ほどの辺までいっていますか。現実、どれぐらいヘルメットを被っているかどうか。

### 岩原教育長

被っているかどうかはなかなか数としては把握できていませんけれども、3年間やりましたが、申請した人は1,000人、500人、500人で、申請自体は大体2,000人ぐらいです。

### 谷委員

率で言うとどれぐらいになりますか。

### 岩原教育長

20パーセント弱ぐらいです。半分いっていません。全体の数で言うと、申込みをした数で6,000人ぐらいですから、そのうちの1,000人ぐらいがヘルメットを買っています。

### 谷委員

市教委の職員はヘルメットをしていますか。奨励していますか。

### 山本教育長

見るたびに言っていますけど、被っている職員は少ないです。子供たちの志議会の中でもありましたけど、やっぱりヘルメットが必要なのは子供も大人も同じですので、大人も義務化するべきではないかと思います。アンケートを取ってもそういうものもありますし、保護者の方も安全性の面では被ることが望ましいと思っているけど、自分の子供には強く言えないので校則で義務化してほしいというような意見も実際出ていまして、なかなか進んでいないという状況があります。ただ、子供たちの中には自主的に取り組んでいたり、事故をされた子供さんの親御さんなども動いていますので、その話を聞いて学校単位の取組も出てきていますし、クラブ単位でヘルメットの義務化の動きなども出てきています。けれども、やっぱりなかなか広がりが見られないところがあります。大体4,000円ぐらいのヘルメットですが、県からヘルメット購入に対して1,000円の補助、市の方からも1,000円の補助で、2,000円ぐらいは補助が出る形にはしていますけど、それでも進まない。県教委の方も来年度も、一応予算要求はしているとのこと。ヘルメットの着用に関する協議会を作って話をしていますけれども、やはり難しい。子供たちが自主的に被るようにしないといけない。ヘルメットを買ったまま被ってこないなど、そういうこともありますし、協議会の委員さんからはヘルメットをハンドルにぶら下げて行って、校門の手前で被るという例もあるとのこと、やっぱり子供が必要を認識していく必要があると意見をいただいています。

### 谷委員

分かりました。本当になかなか難しいと思います。

### 山本教育長

郡部の方は昔からずっと義務化していますので、高知市以外はヘルメットを被ることが当たり前のようになってきていますので、そこも今後どうしていくのかというところです。

### 谷委員

全額払うのであれば強制的にできますけど、そういうお金もないということですね。

### 山本教育長

やるとすれば1年生分だけを全額支給して、段階的に義務化をしていく。また、義務化をしても、例えば7時ぐらいから来る子供さんが被っているかどうかの確認ということ、学校の先生方だけではできませんので、そこを交通安全協議会や警察の方などと協力を絶対しないといけない。きちんとした義務化をするのであれば、PTAや地域とも連携して、守っていることを確認できる体制も必要になると思いますが、それがなかなか難しいと思います。交通安全協議会などからは、やるのであれば全面的に協力しますというお話はいただいています。あとは保護者の方です。校門の前での指導は、朝1時間はやっていかないと定着しないと。プラス、通学途中でしっかり被ってもらえるように、警察の方も特定の指導のようなこともやっていただかないといけません。義務化していないので、警察は止めてまでの指導が現状でできません。

## 谷委員

なるほど分かりました。

## 西森委員

ちょっと関連してお聞きしたいです。これは髪型には影響しますか。ヘルメットで髪型はやっぱり崩れるのですか。

## 山本教育長

ぺたっとなります。

## 谷委員

そうなります。それと格好悪いということもあります。

## 西森委員

大人の場合も女性でも男性でも、身だしなみというか外に出てこういう恰好で働きたいということがあったときに、ヘルメットの形状というか技術の問題もあるのではないかと思います。ある程度髪型に影響しないようなものではないと、毎朝その後トイレに駆け込んで直してられないです。そこは結構無視できない問題というか、「それでも我慢なさい、安全とどっちが大事ですか」と言うことが我々の立場かもしれませんが、悲惨な事故の映像を見せてどれだけ刷り込んでもです。そこは何かいい方法がないのかということのを少し思ったりすると、高知市としては無理ですけど、あとやっぱり、意識付けで言うと本当に小さいときからです。これを被っていないければ怖くて乗れないというような。赤ん坊も産まれた瞬間からベビーシートに括り付けておけば、付けるものだと思って育つと思いますけど、3歳～4歳の子にいきなりやれと言っても、それは泣きわめくという話だと思います。ですので、本当は小さい幼稚園の頃からずっと、初めて乗ったときから、これがなければ怖くて行けないというような、今で言うと、外に行った瞬間、マスクをしていないければ「しまったマスクを忘れた」といって、急いでみんな帰ってくるではないですか。そういう感じなので、中学校からの取組ということが本来少し遅いのではないかと思います。

## 山本教育長

保育園の送り迎えのお母さんは、ヘルメットを被っていないけど子供は被っています。小学校になると子供がヘルメットを脱いで、お母さんと同じように走っていく。二人で被っていけばいいと思いますけど、やっぱりそういうところからやっていかないといけない。中学校では遅いという話も確かに意見がありますので、やっぱり小学校から義務化をしていく必要があるのではないかと思います。通学の関係で、補助金など、小学校を見てくれるところは本当に少ないですので、そこをどうしていくかが課題であると思いますし、県条例については一定議会で見直すというような話もあるようですので、ここの見直しの中でアンケートを取ってもらって、条例の方を実効性のあるものに変えていただくということもお願いをしたいところであります。

## 西森委員

メーカー側もきっと研究努力を重ねていらっしゃると思いますけど、多分無理なのでしょうね。頭部を守ることと髪型を保つということを上手にやるのは技術的に無理なのでしょう。

## 野並委員

車体が軽くなりましたので、スピードは出るし重心が定まらないということで、すごく転倒をしやすくなっているはずですが、昔はもっと重心が重かったのですが、今はちょっと前に鞆などを置くと危ないです。

## 森田委員

自転車に籠もなく、背負うのがお洒落になっています。籠がなくて、重い荷物を背負って、リュックの上にリュックを背負ったりしていますね。

防災のヘルメットとは違いますか。自転車のヘルメットと防災と両方使えませんか。

## 山本教育長

子供たちからは、防災用と兼用できるのではないかというような意見も出たりしていますが、今風の自転車のヘルメットは格好いい形です。あれは防災にはなかなか厳しいところがあると思います。

## 野並委員

一つだけ、個人的な興味ですが、23番の中学生の歯科や眼科の未受診率は、どのような回答をされましたでしょうか。

## 山本教育長

反省をしました。実際学校で受診を勧奨しているにもかかわらず、歯科などで言うと80パーセントが未受診であり、内科や耳鼻科でも半数を超える子供が未受診ということで質問をされました。私もこの数字を聞くまで知りませんでした。学校は未受診についてどう考えているかを知るため、各学校にアンケートも取らせていただいて、そこに対する取組をしっかりとやっていかないといけないと思います。ただ学校は、子供たちに説明して渡し、保護者にも手紙を出して、それでも受診していない方について後追いをしているのが学校の実情ではあるようです。それでもこのパーセンテージに留まっているということは、やはり問題があるのではないかと考えられます。

## 野並委員

眼科などは近視の関係で受診が多そうですが。

## 山本教育長

結局その検診の中で言うと、本人が自覚症状を感じていなかったりとか、中学生になってくると親と一緒にいることを嫌がったりなど、いろいろなことがあると思います。ただ、歯に関して言うと、歯科医師会との話の中では口腔崩壊という話があり、極端な例では永久歯が全て虫歯になっているという事例もあるそうです。それは家庭の問題もあるようですので、そこも含めて、学校だけではなく、SSWなど社会福祉の担当者と一緒にやっていかないと解決できない問題であると思います。学校は、お医者さんから口腔崩壊を起こしている子供さんがいるという話があると、指導はしているようです。しかし、アンケートにおいて、学校の方も受診勧奨はしているけれども、受診に絶対行かなければいけないものと、行った方がいいものについて、学校の判断で「重要なものについてはやっているから構わない」というような回答をした学校があったのを受け、「受診しなさい」と言うのであればしっかりフォローするべきであるということ、学校教育課から各学校の方に注意喚起をしてもらったところです。これはちょっと将来的に下げていく必要があります。

実はこの質問は、高知市は小学生以下の子供さんが医療費無料ですけれども、中学生を無料にしていないからこうなるのではないかという質問でしたので、全国的な傾向と同じなのでそれだけではない、後はやはり、学校の方としてもこれを下げるために努力をしていくというお答えをさせていただいたところです。

## 谷委員

大事なことです。指導していかななくてはけません。

## 西森委員

中学生なので一人で病院に行ける年齢だと思えますけれども、言われたとおり費用の問題は結構馬鹿にならないと思っています。歯科は1回1,500円ぐらいかかると思えます。二人連れて行くと3,000円ぐらい、これは結構な負担額だと思います。親子一緒に行って、二人そろって軽く3,000円から4,000円払って帰ってこなければいけないということがまず一つありまして、それと歯科は1回行くと継続的に行くことになります。大体2か月後にきてください、駄目であれば1か月後など。今の口腔崩壊であればかなり連続的に間を空けずに来てくれと言われると思いますが、「それでも行くことが当たり前でしょう」と言われるとそれまでですが、親からするとかなりのプレッシャーです。特に働いていけば土曜日しか行けない。診療予約飛ばせないというような。近くに歩いて3

分で行けるのであれば別ですけど。ですので、大事なことは十分承知ですが、そういう親の怠惰さにも少し寄り添っていただきたい。「行かなくては駄目です」と言われても、プレッシャーになるだけだという気もします。歯科医は大変忘れそうになったりもしますし、お金もかかります。

#### 山本教育長

歯医者は行きたくないという思いもあるのは事実ですので、それと、やっぱり自由診療が多いです。どうしてもそちらを勧められたりということもあります。

#### 西森委員

そうですね。1回か2回で終わるのであれば割り切って行きます。多分ずっと来なさいと言われて、「3か月後ですね」「次また歯のお掃除をしましょう」など必ず言われるので。余裕があれば行きますけど。余計な話をすると、「リーマンショックのときにもろに下がった」とある歯科医師さんが言っていました。ですので、やっぱり経済状態と相当影響するというか、経済力の余裕のある人は小さいときからずっと行きますし、余裕がなければ行けないのが歯科医だと思いますので、そういうわけで結構しんどい話だと思ってお聞きしていました。

#### 山本教育長

学校の方とも行けない理由について踏み込むことにより、就学援助などいろんな援助の方法があると思いますので、それはまたフォローしていきたいと思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は い】—————

#### 山本教育長

次の報告事項は個人情報に関わる内容であるため、また、日程第3 市教委第53号「令和4年1月1日付けの人事異動について」は人事案件のため、これ以降は秘密会といたします。よろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【異議なし】—————

(これらの案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

#### 山本教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時

署名

教育長 \_\_\_\_\_

3番委員 \_\_\_\_\_